

障害福祉サービスの打ち切りを認める 千葉地裁の不当判決に断固抗議します！

2021年5月19日
障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会
会長 新井 たかね
〒169-0072 東京都新宿区大久保1-1-2
富士一ビル 4F 日本障害者センター内
TEL：03-3207-5937 FAX：03-3207-5638

2021年5月18日、千葉地裁は天海訴訟の判決を下し、原告の全面敗訴としました。この判決は、要介護認定に申請しない介護保険対象の障害者に対する障害福祉サービスの更新却下（打ち切り）を承認するだけでなく、介護保険対象の障害者には、日本の社会保障制度の根幹である申請主義を認めないとする内容となっています。障害者から基本的人権をはく奪し、介護保険制度に移行しない障害者の暮らしといのちを支える障害福祉サービスの市町村による打ち切りを認める千葉地裁の判決は、憲法25条・障害者権利条約に照らして不当であることは明らかです。私たち障害者・家族はこの判決に強く抗議するとともに、東京高裁における公正な判決を求めます。

今回の千葉地裁判決には、主に以下のような問題があります。

- ① 本来、原告である天海さんが要介護状態であるか否かは要介護認定を経なければ分からないにも関わらず、この見込みがあると行政職員等が判断する障害者には要介護認定を受けなければならないと、当事者の意思を無視して申請を強制している。
- ② 要介護状態の見込みがあると判断された障害者が、要介護認定の申請をしなかった場合、支給要否決定に協力しなかったとして、障害福祉サービスの打ち切りを承認している。
- ③ この論拠を介護保険法27条10項に求めているが、同規定は要介護申請をした者に係る規定である。さらに、障害者総合支援法にはこの規定はない。それにも関わらず、同規定を拡大適用し、要介護認定に未申請の障害者への福祉サービスを打ち切る論拠とすることには法的に問題がある。
- ④ 訪問介護（介護保険）と居宅介護（障害福祉）は内容的にも質的にも、利用者負担の点でも違いがあるにもかかわらず、介護保険法と障害者総合支援法の法文がほぼ同じという理由で、相当すると判断している。
- ⑤ 障害者総合支援法7条は給付調整規定であり、介護給付は要介護認定の申請日までしか遡及できない。しかし、千葉地裁は同規定を介護保険制度と障害福祉制度の選択の問題にすり替えている。
- ⑥ この判決全体を通して、公費よりも保険を優先するのが日本の社会保障の基本であること、および他の者との公平性を強調しているが、この基本は法的論拠を伴わない。さらに、障害者権利条約2条では、障害者に合理的配慮を提供しないことは差別であると規定されているが、他の者との平等を強調して、合理的配慮の提供を認めていない。

介護保険法の規定や障害者総合支援法7条の「できるとき」規定に係る千葉地裁の解釈は、法的にも誤った拡大解釈であり、問題であると言わざるを得ません。そして、千葉地裁の判決は、障害者の選択権をはく奪するだけでなく、自治体の意に沿わない障害者を福祉サービスから排除することを容認するものです。

これまで厚生労働省は2009年の通知・2015年の事務連絡で要介護認定を申請しない障害者には、介護保険制度が優先されることの周知徹底、およびこのことを当事者に説明し、本人の納得の上で申請してもらうように努めることを自治体に求めてきました。今回の天海訴訟に係る判決は、厚生労働省の見解にも反するものです。

国や行政の役割は、障害者をはじめ、日本に暮らす全ての人のいのちと暮らしを守ることです。国や自治体の責任放棄を容認する千葉地裁の司法判断に、私たち障害者・家族は断固反対するとともに、東京高裁での天海訴訟の逆転勝利に向けた運動をさらに推進することをここに誓います。

以上